

四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第32号

四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
 四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年四日市市規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(添付図書等)		
第3条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書及び同条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる図書のほか、市長が認定基準に適合することの確認に必要又は不要と認める図書とする。		
区分	必要と認める図書の種類	不要と認める図書の種類
(略)		
申請に係る低炭素建築物新築等計画又は低炭素建築物新築等計画の変更が、前条の市長が別に定める機関による技術的審査を受けた場合	当該機関が交付する認定基準に適合していることを証する書類	
<u>低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）</u>	<u>設計住宅性能評価書の写し</u>	

<p>低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る建築物が、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。この表において「誘導すべき基準」という。）Iの第2の1-2の（2）に定める国土交通大臣の認定を受けた場合</p>	<p>誘導すべき基準Iの第2の1-2の（2）に定める国土交通大臣の認定を受けたことを証する書類</p>	<p>誘導すべき基準Iの第2の1-3に定める基準に適合していることを証する書類</p>
<p>低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る建築物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合</p>	<p>登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し</p>	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第64条第1号イ（3）の規定により、住宅型式性能認定書において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る書類</p>
<p>（略）</p>		
<p>2 （略）</p>		

<p>改正前</p>
<p>（添付図書等）</p> <p>第3条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書及び同条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ</p>

れ同表の中欄及び右欄に掲げる図書のほか、市長が認定基準に適合することの確認に必要又は不要と認める図書とする。

区分	必要と認める図書の種類	不要と認める図書の種類
(略)		
申請に係る低炭素建築物新築等計画又は低炭素建築物新築等計画の変更が、前条の市長が別に定める機関による技術的審査を受けた場合	当該機関が交付する認定基準に適合していることを証する書類	/
低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る建築物が、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。この表において「誘導すべき基準」という。）Iの第2の1-2の(2)に定める国土交通大臣の認定を受けた場合	誘導すべき基準Iの第2の1-2の(2)に定める国土交通大臣の認定を受けたことを証する書類	誘導すべき基準Iの第2の1-3に定める基準に適合していることを証する書類
低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る建築物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合	登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第64条第1号イ(3)の規定により、住宅型式性能認定書において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として

	指定されたものに 係る書類
(略)	
2 (略)	

第2号様式を次のように改める。

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

四日市市長

印

下記の低炭素建築物新築等計画の認定申請については、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第9条の規定に基づき、これを通知します。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る建築物の位置

四日市市

4 認定しない理由

(教示)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

改善命令書

第 号
年 月 日

認定建築主

様

四日市市長

印

下記の低炭素建築物新築等計画の認定について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
四日市市
- 4 命ずる措置
- 5 改善の期限

(教示)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

認定建築主

様

四日市市長

印

下記の理由により、都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、下記の認定低炭素建築物新築等計画についてその認定を取り消しましたので、四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第12条の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

1 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号
(※確認番号 第 号)

2 認定低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日
(※確認年月日 年 月 日)

3 認定に係る建築物の位置

四日市市

4 認定を取り消した理由

(※)は、法第54条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により四日市市長が確認済証の交付を受けた場合に記入します。この場合、上記の認定の取消しにより、当該認定低炭素建築物新築等計画は、確認済証の交付があったものとみなされなくなります。

(教示)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)